

気象業務法及び水防法の一部改正について

国土交通省気象庁総務部企画課、国土交通省水管理・国土保全局水政課

1 はじめに

近年、豪雨等の自然災害が激甚化・頻発化する中で、防災気象情報である予報・警報を高度化・適正化するため、洪水の特別警報や高潮の共同予報・警報の創設、外国法人等による不適切な予報業務に関する規制の強化などを行うことを内容とした「気象業務法及び水防法の一部を改正する法律」が、令和7年臨時国会（第219回国会）において成立し、令和7年12月12日に公布されました。本改正法の施行については、次期大雨シーズンまでに新たな制度が始動できるよう、準備を進めてまいります。

2 改正内容

(1) 洪水の特別警報等の創設

地域の住民が災害の危険度を理解し、的確な防災対応がとれるよう、自治体が行う避難指示などの避難情報は、5段階の警戒レベルで整理され、認知が進んできました。しかし、防災気象情報と警戒レベルの関係は、洪水や大雨などの現象ごとに異なっており、統一されていませんでした。このため、令和6年6月に、有識者・報道関係者等からなる「防災気象情報に関する検討会」において、シンプルでわかりやす

い情報体系に向けた改善方針が示され、気象庁と水管理・国土保全局では、防災気象情報の体系の見直しを進めていくこととなりました。

洪水については、降った雨が河川に流れ込み、河川の水位が上昇することで起こる現象であり、その予測には、雨量だけでなく、ダム等による洪水調節の状況や、堤防等のインフラ施設の状況、短い間隔での水位の変動の実態や予想を踏まえて行うことが必要となります。しかし、以前のシステムでは、洪水の予想を精度よく行うことができないことから、洪水については特別警報を公表していませんでした。

このような中、近年は洪水の予測技術が進展しており、また河川水位の観測体制の拡充と相まって、より精度よく予想が行えるようになったことから、洪水についても、特別警報を創設しました。洪水の特別警報の創設により、大雨等の気象災害と同様、洪水による危険を明確かつ確実に自治体・住民等に伝えることができるようになり、特に警戒レベル5相当になる状況において、的確かつ迅速な防災対応や避難行動などの判断の支援につながることが期待されます。

これに加えて、特別警報を公表するにあ

たっては、河川管理施設や水位の変動の状況を把握することが必要であるため、洪水の特別警報の創設と併せ、気象庁が特別警報の判断に必要な情報を適切に入手できるよう、水管理・国土保全局、都道府県との連携に係る規定について、気象業務法に位置付けました。あわせて、洪水による氾濫が迫っていることを、気象庁や水防関係者にプッシュ型で情報提供するため、河川等の状況を最もよく知る河川管理者等が氾濫による著しい危険の切迫を認める場合に、関係者に通報する制度を、水防法に位置付けました。この通報は、特別警報と相まって、市町村長が発令する警戒レベル5の緊急安全確保措置に直結する極めて重要な情報となります。

(2) 高潮の共同予報及び警報の創設

現在、高潮の予報・警報は、気象庁が全国の海岸を対象に行っており、これは、

- ・台風などによる気圧の低下によって、海面が吸い上げられる効果
- ・台風などの強い風によって、海水が海岸に吹き寄せられる効果

による海面の水位（潮位）の上昇を予想しています。

しかし、実際の高潮による浸水は、潮位の上昇に加えて、押し寄せた波が海岸の地形や堤防などの施設に打ち上がる効果も合わさって発生するものであり、こうした「波の打上げ」の効果も反映することで、より精緻で、実態に即した高潮の予測が行えるようになることが指摘されていました。

こうした中、国土交通省水管理・国土保

全局では、波の打上げ高を予測するシステムを開発し、都道府県と協力し、全国の海岸で実証を進めているところ、令和8年度から正式に運用を開始することとしています。

このため、

- ・潮位や波浪の予想を行う気象庁
- ・波の打上げ高の予想を行う国土交通省
- ・水位の観測結果や沿岸の地形・施設等の情報を有する都道府県

が共同することで、より精緻な高潮の予報・警報を行うための共同予報・警報の制度を創設しました。共同による高潮の予報・警報は、観測体制の整備状況等も踏まえ、国土交通大臣が高潮により国民経済上重大な損害が生じるおそれがあるとして指定した海岸を対象として行われることとなります。より精度の高い高潮予測モデルを用いた共同予報・警報を導入することで、今後の高潮に対する警戒避難体制の強化を図ってまいります。

(3) 外国法人等が行う予報業務の許可に関する規定の整備

気象業務法では、技術的な裏付けのない予報が広く流通し、利用者が被害を受けることを防止するため、気象庁以外の事業者等が予報を行おうとする場合は、予報業務の許可が必要となります。しかしながら、近年、スマートフォンのアプリケーションなどの情報通信技術等の進展によって、国境を越えて、外国法人等が国内利用者に向けて様々な気象の情報を提供する例もみられるようになり、許可が必要な予報業務を無許可で行っているケースも出てきていま

す。さらに、これらの無許可で行われる予報業務において、気象庁が警報を発表していない状況にも関わらず、誤って警報が通知されている例や、予報業務許可の審査基準を満たさないような手法を用いている疑いがあり、精度の低い予想が提供されている例など、利用者に被害が生じ得るような予報の提供が確認されています。

このため、こうした予報が流通することによる国民への被害を防止すべく、外国法人等により無許可で予報がなされないよう、外国法人等が許可を申請するに当たって国内代表者等の指定を義務付ける等の措置を講じました。

3 新たな防災気象情報の運用について

本改正法を受け、令和8年5月下旬より、図のとおり新たな防災気象情報の名称を用いた運用を開始いたします。新たな防災気象情報は、前述のとおり、気象庁と水管理・国土保全局において2年半にわたって開催した「防災気象情報に関する検討会」の報告を踏まえ、5段階の警戒レベルにあわせて、わかりやすく災害のおそれを伝えるもので、国民の皆様への避難等の行動につながることを意識して見直しを行ったものです。

具体的には、河川氾濫や大雨などの災害の種別ごとに、避難行動が必要な段階は「レベル4危険警報」、すでに災害が発生ま

令和8年5月下旬（予定）より 気象の警報などが大きく変わります

	河川氾濫			大雨 低地の浸水や 洪水予報河川以外 の外水氾濫	土砂災害 急傾斜地の がけ崩れや土石流	高潮 海水面上昇や 波の打上げによる 浸水	（警戒レベルごとに） 住民がとるべき行動
	洪水予報河川	水位周知河川	その他 河川、下水道				
	河川に よ			市町村に よ			
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 氾濫発生情報	レベル5 氾濫発生情報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに 安全確保！
＜警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難！＞							
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 氾濫危険情報	—	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から 全員避難
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 氾濫警戒情報	—	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は 早めに避難、避難の 準備など
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 氾濫注意情報	—	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認 （避難場所や避難ルート、 避難のタイミングなど）
警戒レベル 1	早期注意情報						災害への心構えを高める

警報・注意報の情報名に「レベル」が
付記されます

河川の氾濫の危険度の伝え方が
変わります（特別警報の新設など）

「警戒レベル4相当」の情報は
「危険警報」として発表されます

図 新たな防災気象情報

たは切迫している段階は「レベル5 特別警報」、というように、警戒レベルの数字をあわせて伝えていくことで、どのレベルに相当している状況なのかを分かりやすく伝えます。

これまで「氾濫発生情報」としてお知らせしてきた氾濫に係る情報については、氾濫による著しい危険が切迫している場合には、河川、下水道及び海岸の管理者にも通報義務を課すこととし、地域の水防協議会で通報対象となる河川等について協議・選定することで、関係者間での情報提供体制の強化を図っています。

今後は、命の危険から直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5 相当の情報として、「レベル5 氾濫特別警報」・「レベル5 高潮特別警報」と、洪水予報河川及び高潮についての「レベル5 氾濫発生情報」・「レベル5 高潮氾濫発生情報」が一体的に発表されることとなります。

また、現在、水位周知河川において河川事務所等から発表している「氾濫危険情報」などの水位到達情報についても継続して運用する予定ですが、避難行動の呼び掛けと連動させる観点から、警戒レベルを明確化させ、「レベル4 氾濫危険情報」といった呼称で情報提供していくことを予定しています。

4 結び

国土交通省としては、この改正法を通じて防災気象情報をより一層高度化・適正化することにより、災害時における国民の生命及び財産の被害軽減が図られるよう万全

を期してまいります。特に、この新しい防災気象情報が、国民の皆様の避難行動等につなげていただけるよう、今後とも関係機関と連携し、しっかりと周知・広報に取り組んでまいります。

皆様には、日頃防災気象情報の運用に関してご協力いただいているところですが、新たな防災気象情報の運用に際して改めてご協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本改正についてご不明点がございましたら、後述のお問い合わせ先までご連絡ください。

【参考情報】

新たな防災気象情報について（令和8年～）

[気象庁ウェブサイト]

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/bosai/keiho-update2026/index.html>



【お問い合わせ先】

（全般・気象業務法に関すること）

気象庁総務部企画課

TEL：03-6758-3900（内線6721、6722、6726）

（水防法に関すること）

水管理・国土保全局水政課

TEL：03-5253-8111（内線35213、35228）